

## 教育長の任命と監査委員の選任についての反対討論（要旨）

まつざき 真琴

2015/3/20

私は、ただいま提案されました議案第63号、教育長に古川仲二（ふるかわ・ちゅうじ）氏を任命する件、議案第64号、監査委員に田中和彦（たなか・かずひこ）氏を選任する件について反対し、その理由を述べ討論いたします。

まず、教育長の任命についてであります。昨年6月に「地方教育行政の組織と運営に関する法律」が改悪され、今回、この新しい教育委員会制度において、最初の教育長の任命がなされることとなります。先ほどの議案に対する討論で、新制度の問題点については触れましたが、安倍首相は、当初、教育委員会そのものの廃止を目論んでいました。ところが、廃止案に、保守層を含めて広範な人々が反対を表明しました。結局、教育委員会の廃止は見送られ、制度を残した上で、首長の関与を強める改悪法案が提出され、成立が強行されました。

今回の法改正は大きな問題点を持つものでありますが、国会における審議の中で、文部科学省は、教育委員会制度発足の「3つの根本方針」は「改正案においても変わらない」と答弁しました。それは、①中央集権ではなく地方分権、②民意の反映、③一般行政（首長）からの独立です。昨年7月の文科省の通知でも「教育委員会は合議制の執行機関であるために、教育長及び委員による会議において、出席者の多数決によって決せられるものであり、委員の役割が引き続き重要」とされています。

法改正によって、首長の任命で教育委員会のトップとしての教育長が選任されるからこそ、首長からの独立が担保される人選が必要であると考えます。これまでと同様に、県の幹部職員として伊藤県政を支えてきた人物が、退職直後に、横滑りに教育長のポストにつくというやり方は改めるべきであります。

次に、監査委員の選任についてであります。

行政委員会の制度は、自治体の長とは相対的に独立した執行機関として、行政上の決定を慎重かつ公正・中立に行い、かつそれを執行するために設けられたもので、監査委員は、県の財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理についての監査を初め、一般事務、法定受託事務、さらに、県が補助金、交付金、貸付金などの財政的援助を与えているものなども監査する重要な職務であります。

このような役割から考えたときに、長年県の幹部職員として県政を執行する立場にあったという点からも、また、長やその他、現職員からの独立性・中立性を維持するに不十分な面を有すると思われる点から考えても、氏の選任が適切であるとは思えません。

監査委員の席には、教育長や副知事と同様に、歴代、県幹部職員が退職後のポストとして与えられてきました。このような人事のあり方を見直すべきです。

これらの理由から、二名の任命及び選任に同意できないことを表明し、討論といたします。